

## 育児休業取得 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 31 年 1 月 1 日～平成 33 年 12 月 31 日までの 3 年間

2. 内容

目標 1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 平成 31 年 1 月～ 法に基づく諸制度の調査
- 平成 31 年 4 月～ 制度に関するパンフレットを作成し社員に配布

目標 2：育児休業等を取得しやすい環境作りのため、管理職の研修を行う。

<対策>

- 平成 31 年 5 月～ 管理職へのアンケート調査による実態把握
- 平成 31 年 6 月～ 研修内容の検討
- 平成 31 年度～ 研修の実施